

# 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会市町村交付金交付細則

平成 24 年 4 月 1 日

市町村振興協会細則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会市町村交付金交付規程第 7 条に基づき、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する市町村交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付時期)

第 2 条 協会は、市町村交付金を当該年度の 3 月 31 日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 3 条 協会は、交付金額を決定したときは、市町村交付金決定通知書（様式第 1 号）により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第 4 条 前条の通知を受けた市町村は、市町村交付金支払申請書（様式第 2 号）により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第 5 条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、当該年度終了後 3 カ月以内に、市町村交付金の使途について、事業実績報告書（様式第 3 号）により協会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年細則第 1 号）

この細則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 （平成 31 年細則第 1 号）

この細則は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日から施行する。

各市町村長 殿

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会

理事長

印

市町村交付金決定通知書

年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会市町村交付金を本協会市町村交付金交付規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_円

2. 交付年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

3. 留意事項

- (1) この交付金の対象となる事業は地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業であること。
- (2) 交付金の支払申請・実績報告等の事務手続きは、市町村交付金交付細則によること。
- (3) この交付金の支払申請は、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までに行うこと。

第 号  
年 月 日

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会  
理事長 殿

市 町 村 長

印

市 町 村 交 付 金 支 払 申 請 書

年 月 日付鹿振協第 号で通知のあった 年度公益財団法人鹿児島県市町村  
振興協会市町村交付金について市町村交付金交付細則第4条の規定に基づき下記のとおり支払を申請  
します。

記

1. 支払申請金額 円

2. 振 込 先

\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店

預金種目 普通・その他(\_\_\_\_\_)

口座番号 \_\_\_\_\_

名 義 人 \_\_\_\_\_

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会  
理事長 殿

市 町 村 長

印

事 業 実 績 報 告 書

年度公益財団法人鹿児島県市町村振興協会市町村交付金の使途について、市町村交付金交付細則第5条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 交付金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 使 途

| 事業種目 | 事業名 | 充 当 額 |
|------|-----|-------|
|      |     | 円     |
|      |     | 円     |

- (注) 1 事業種目については、地方財政法第32条に規定する事業から選択して番号を記入してください。(別紙参照)
- 2 事業名については、各市町村における個別の事業名を記入してください。
- 3 使途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を事業種目の欄に記入してください。

## 地方財政法第32条に規定する事業

## 1 事業

| 区 分   | 事業種目<br>(番号)   |
|---|----------------|
| (1) 公共事業  | 1              |
| (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業 | 2～11<br>(下記参照) |

## 2 総務省令で定める事業

| 区 分   | 事業種目<br>(番号) |
|---|--------------|
| 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業  | 2            |
| 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであつて総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業 | 3            |
| 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業  | 4            |
| 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業   | 5            |
| 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業   | 6            |
| 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業   | 7            |
| 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業  | 8            |
| 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業  | 9            |
| 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業   | 10           |
| 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業  | 11           |